

改正 2024年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の法令の定めに基づき、中京大学における障害学生支援に関する基本方針に即して、障害のある学生への支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対応)

第2条 具体的な対応は、中京大学における障害のある学生への支援に関する対応要領及び中京大学における障害等のある学生への支援実施基準（ガイドライン）に基づいて行う。

(定義)

第3条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含み、以下「障害」という。）等があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

2 前項の学生には、中京大学（以下「本学」という。）に在籍する者及び入学を希望する者を含む。

(支援実施体制)

第4条 学長は、障害のある学生に対する不当な差別的取扱いによって学生の権利利益が侵害されることのないように、全学的な方策を講ずるものとする。

2 各学部、各研究科及び教育院（以下「学部等」という。）の長は、障害のある学生が修学における不利益を受けないように、具体的な支援を実施するものとする。

3 支援の実施に当たっては、障害のある学生が所属する学部等が主たる責任を持つものとする。

4 教職員は、障害のある学生が修学における不利益を受けないように配慮するとともに、障害のある学生に対する支援方策の実施に対し、積極的に協力しなければならない。

(委員会)

第5条 障害のある学生のための支援に関する事項の審議については、学生生活委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(支援の申出)

第6条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

(支援の聴取)

第7条 支援の申出は、入試センター又は学生支援課が受理し、障害のある学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、委員会に報告しなければならない。

(支援方法の計画)

第8条 学生支援課は、学生からの支援の申出に対して、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部署と協議し、支援の方法を計画し、委員会に報告しなければならない。

(合意の形成)

第9条 支援内容の決定に当たっては、当該学生と十分な合意形成・共通理解を得て行う。

2 当該学生が単独で意思の表明が困難な場合には、本学は、当該学生が意思を表明できるよう支援し、その合意形成を図る。

(支援の実施)

第10条 学生支援課は、具体的支援の実施に当たって、関係部局間の連絡、学外機関との連携等を行う。

(相談対応)

第11条 学生支援課は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障害のある学生及び関係部局からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決を行う。

(不服申立て)

第12条 障害のある学生は、支援内容（本学が対応した合理的配慮）に関して、疑義や不服がある場合は、学生支援課を通じて委員会に不服を申し立てることができる。

2 不服申立てがあった場合、中京大学学生生活委員会規程第10条に定める運営委員会によって、関係各部局と連携して対応を行う。

3 運営委員会は、対応の経過及び結果について委員会に報告する。

(守秘義務)

第13条 障害のある学生への支援に従事する者又は具体的支援に係る業務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害のある学生への支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(所管)

第14条 障害のある学生への支援に係る業務は、関係各部局に協力を得ながら、学生支援課が当たる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2017年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。